

福祉ちば

No.153

2011.11.7 発行



赤い羽根共同募金

編集・発行  社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会



2 | 特集 **動き出した
市民後見人**

4 | えーるちば **震災復興支援の取り組み**

6 | 県社協ニュース

7 | 情報FLASH

8 | 届け! 私たちの思い②

特集

動き出した 市民後見人

判断能力が低下した高齢者や障害者の財産を守り、生活を支援する成年後見制度。民法が改正されて使いやすい制度へと転換されてから11年が経過しましたが、予想していたよりも利用が進んでいません。新制度施行後の平成12年の申立件数が、全国で9007件だったのに対し、平成22年では30079件に留まっています。その理由のひとつに後見人等（保佐人、補助人、任意後見人を含む）の担い手不足が挙げられます。平成12年は親族以外の第三者（専門職等）が後見人等に就任する割合は9.1%だったのに対し、平成22年は41.4%まで上昇しています。今号では、後見人等の担い手不足対策の切り札として注目されている「市民後見人」養成の取り組みについて話を聞きました。

千葉市の取り組み

市民後見人養成は急務

これからの日本は、高齢化のさらなる進展により成年後見制度の利用者が激増し、後見人需要への対応が難しくなることが見込まれています。現に、後見人不足は既に始まっており、第三者後見を担ってきた弁護士、司法書士、社会福祉士の方々は一時的な状態であることから、新たな担い手として市民後見人への期待が高まっています。こうした状況を背景に千葉市では、平成22年4月1日に千葉市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度の普及・啓発や各種相談への対応などに加えて、市民後見人の養成に取り組むことになりました。

研修のカリキュラム

養成研修は平成22年度から始めました。養成研修修了までのプロセスは、基礎研修、応用研修、実務研修の3つの研修を行い、各研修の前には面接などを行い、適任と思われる方を選考していき、全ての研修を修了した方を市民後見人候補者として登録することになっています。広報などで千葉市内に在住する30から65歳までの方という条件で希望者



根岸淳一さん
千葉市成年後見支援センター所長

を募ったところ、30名定員に対し59名の応募があり、1次選考（書類選考）、2次選考（面接選考）を経て、56名が受講することになりました。基礎研修の内容は、制度の概要、高齢者や障害者に関する福祉制度、制度対象者の理解などで、最終日に行う効果測定（テスト）を含めて延べ8日間、全44時間で実施しました。途中、東日本大震災による中断、転居や辞退などもあり、基礎研修修了者は50名になりました。応用研修は、傾聴に関する演習や倫理意識を高める討議を中心とする内容で、2日間、10時間で実施しました。実務研修は、千葉市社協が行っている法人後見業務に同行し、実際の事務について学ぶ内容になっています。

修了後もサポート

現在のところ、千葉家庭裁判所は独立した市民後見人を認めていませんので、全ての研修を修了した方には、千葉市社協の法人後見業務の「支援員」として活動していただくこととしています。支援員としての実績を積み重ねていくことにより、将来、単独でも家庭裁判所から選任してもらえるようになることを期待していますが、そうなったとしても、市民後見人は専門家ではありませんので、千葉市社協が後見監督人として後ろ盾となって、サポートしていく必要があると考えています。

10月7日千葉市成年後見支援センターが開催した市民後見人養成研修（表紙とも）



松戸市の取り組み



角田陽子さん
松戸市介護支援課
介護予防推進担当室
保健師

石井和行さん
松戸市介護支援課
介護予防推進担当室
室長補佐

磯邊麻美さん
松戸市介護支援課
介護予防推進担当室
社会福祉士

市民後見推進事業に指定される

松戸市は平成20から22年度まで「NPO法人成年後見センターしぐなるあいず」との協働事業として市民後見人養成事業を実施してきました。この事業では、しぐなるあいずが受任した法人後見の主たる担当者の補助的業務を行う「市民後見協力員」を養成するという内容です。成年後見制度の市長申立の事例や協働事業の評価を通して、松戸市として必要な人材の検証とその人材の養成課程や支援体制のスキームを検討するために、今年度から国のモデル事業である「市民後見推進事業」を活用していくことにしました。また、事業の実施については、協働事業の実績からしぐなるあいずに委託しました。

市民後見協力員養成まで

今年度は「市民後見推進事業」の中で市民後見協力員の養成を行います。カリキュラムとしては、成年後見制度の概要、他の福祉制度の理解、制度対象者の理解、後見事務の実際などを4日間で学ぶ「市民後見協力員養成講座」と、相談援助技術やリスクマネジメントなどを2日間で学ぶ「フォローアップ研修会」で構成されています。さらに実務研修も予定しています。

市民後見検討会を設置

養成した市民後見協力員の活動の場を、法人後見だけでなく、専門職後見人の補助的業務にも広げる仕組みができないか検討しています。そこで「市民後見検討会」を設置し、専門職団体や関係機関と共に市民後見協力員と市民後見人の位置付けや支援・活用体制などのスキームを検討しています。将来的には、市民後見協力員の活動を通して得たスキルを生かして、後見人の補助者にとどまらず、「市民後見人」として活動できることが理想だと考えています。

震災復興支援の取り組み

県外からの避難者が、つながりの中で暮らせる支援を展開

君津市／避難者支援センター、東日本大震災避難者支援ボランティア ネットワークきみつ

東日本大震災発災後、被災地から避難してきた^{※1}120名を超える人たちが君津市で生活しています。慣れない避難生活を余儀なくされている人々への支援を行うため、君津市、君津市社協、東日本大震災避難者支援ボランティア ネットワークきみつ^{※2}の3者が被災者支援等に関する協定を2011年6月9日に締結。避難者が暮らす市教職員住宅の1室に「避難者支援センター」を開設し、さまざまな生活支援を進めています。

住民が集まり、避難者を支援

ネットワークきみつの活動は、地域のボランティアの平尾一晴さんと齊藤早苗さんが、君津に避難してきた人々を案じて、4月に避難先に通い始めることから始まりました。「避難者の皆さんは「心配なくても大丈夫」と言うのですが、実際は、買い物に行こうにも自転車がない、洋服も2、3着しかないことが分かったのです」と、平尾さんは言います。2人は地域の人たちに声を掛けて、支援物資を集め、助け合いを開始しました。

同じ頃、市と市社協でも避難者支援ボランティアを募り、志を持つ住民が集まっていました。2人の呼び掛けに、20代から70代まで幅広い年齢層の住民37人が集まり、ネットワークきみつが誕生。市と市社協との連携による支援活動が始まったのです。

誰もがつながりの中で暮らせるように

支援センターでは、毎日13時から17時まで、1、2人のボランティアが常駐し、①物資の支援、②情報提供（東北3県の新聞・君津の生活・イベント情報・求人情報等）、③サロン活動などを行っています。

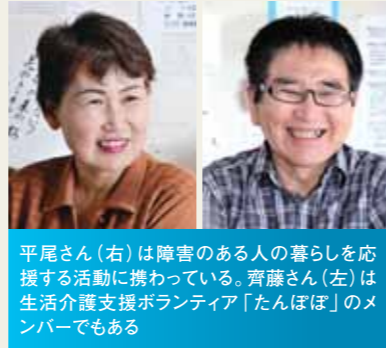
支援物資は、避難者のニーズを受けて、ボランティアたちが探しています。当初は、家電製品・食器・衣類などが不足していましたが、住民や商工会議所や観光協会などの協力で、多くの物資が寄せられました。「生活に必要なものを買い直す

なくてはならず、何が必要なのか、避難者の皆さんも分からない様子でした」と2人は言います。こうした状況で、ボランティアたちは、避難者の困り事一つひとつに対応してきたのです。

同時にボランティアたちは、避難者が孤立しないよう、つながりを築く必要性を感じていました。そのため、誰もが気軽に立ち寄れるよう、サロン活動を進めました。現在では、1日平均10人ほど、多い時には40人近く集まります。子どもからお年寄りまで集うのも大きな特徴。利用者は、「みんなと会える場所」「1日1回は行かないと物足りないね」「子どもも行きたがるよ」と笑顔で話してくれました。このような雰囲気は、支援物資を探しに来て、「これ、お子さんにぴったりよ」と言い合ううちにできてきたそうです。「皆さんは困難な暮らしを余儀なくされていると思います。それでも、知らない人同士が顔なじみになって、井戸端会議ができる。こうした暮らしが広がっていくことを願っています」と齊藤さんは言います。

しかし、全ての人が支援センターにつながっているわけではありません。どんな暮らしをしているのか、ボランティアや避難者の皆さんは気に掛けています。孤立を防ごうと、面倒見のよい住民の方が声掛けをしたり、誰もが参加できる「七夕」や「秋まつり」などのイベントを開催しています。平尾さんは、「助け合いの気運が薄れているのではないかと危機感を覚えています。「困難を抱えている人たちが大勢いることを忘れてはなりません」と訴え、今後も3者が連携して地域ぐるみで助け合い、孤立を防ぐ活動を進めていこうとしています。

※1 2011年10月現在の避難者数。君津市が市職員住宅などで受け入れを進めている。
 ※2 3者の分担は次の通り。
 君津市：避難者支援センター設置、同センターの光熱水費の負担
 君津市社協：避難者支援ボランティアの呼びかけ・登録
 ネットワークきみつ：センターの運営・管理、救援物資の受付・保管・配布、自立支援情報の提供、その他の支援



平尾さん(右)は障害のある人の暮らしを応援する活動に携わっている。齊藤さん(左)は生活介護支援ボランティア「たんぼぼ」のメンバーでもある



サロンには幅広い世代の人たちが集まる。東北と君津の郷土料理の教え合いをすることも。物資が置いてある部屋では、ファッションショーも始まる

日頃の絆で、支え合いを展開

香取市／新宿地区社会福祉協議会

東日本大震災で、香取市も大きな被害を受けました(約5000棟が全半壊・一部損壊)。発生後、避難所には多くの住民が避難し、5月15日まで延べ2797人が避難していました。旧佐原第二中学校運動場に応急仮設住宅30戸が建設され、5月10日から入居が始まっています。避難生活を送る地域の人々を支えようと、香取市新宿地区社協の皆さんは、応急仮設住宅での見守りと共に、住民の困り事を住民の力で助け合う底力を発揮しています。

応急仮設住宅での見守りを開始

新宿地区社協は、地域の見守りや支え合いを日頃から積極的に進めている活気のある地区社協です。震災発災後、地域の各地で、メンバーは避難者への支援や炊き出し、給水活動に奔走してきました。3月下旬に、市の避難所で「温かいご飯を食べたい」という声があるのを知ったメンバーが、大きな釜などを抱えて支援に駆け付け、5月に避難所が閉鎖されるまで夕食の炊き出しを続けたのです。「震災当日、私が代表を務める『道の駅水の郷さわら』に多くの被災者が避難してきました。そこで従業員による炊き出しなどを行ってききましたが、市が避難所を市民体育館に設置したことで皆さんそちらへ移ることになったため、今度は地区社協として被災者を支援しようと考えたのです」と地区社協会長の山崎日出明さんは言います。

応急仮設住宅の入居が始まると、毎週1回、メンバー3、4人が1組になり、見守りを開始。地区を超えて同じ地域で暮らす人々を支えようと取り組みを始めたのです。そして、住民たちの困り事をキャッチし、布団干し場、自転車置き場の屋根と囲い、ごみ置き場のカラスよけなどを次々に造っていったのです。「雨水対策や段差対策のためか、応急仮設住宅の中は湿気が発生しやすい。スノコを敷いて対策しても、布団が湿ってしまう」。住民から悩みを聞いたメンバーは「布団干し場を造ろう」といつの日か動き出し、パイプを組み立て、頑丈な布団干し場を作製。「これで気持ちよく眠れる」。住民たちはとても喜んだそうです。自転車の知れた間柄のメンバーが通っているから、ニーズがキャッチできます。「実際に行き、話をすることで、相手の本音が聞けるわけです。やはり、本音が一番大切だと思います」と語るのは地区社協理事の小貫勲さん。「何事もおせっかいから



応急仮設住宅の敷地内の2カ所に設置した「日よけの場」は地域の憩いの場に。人が集まると、お茶の時間が始まる



左から小貫さん、山崎さん、鈴木さん。リーダー3人は同級生で息もぴったり

始まる」「まず行動」が新宿地区社協の特徴でもあるそうです。

今年の夏の暑さは厳しかったため、メンバーたちは応急仮設住宅の敷地内に、よしずで日よけを造り、その下にテーブルや椅子を設置しました。すると、縁側のようなその場所には自然に人が集まるようになったのです。「日よけ効果」を地区社協事務局の鈴木栄司さんは、こう話します。「この間訪ねた時に、日よけの下がおすそわけの場になっていましたよ。お茶の道具も置いてあって、誰かがお茶受けを持って行くと、お茶の時間が始まります。私たちが行くと、『お茶もいれないでごめんね』と、ばあちゃんが言うんですからね。もう地域のコミュニティーになっていますね。今後も、自分たちにできることを積極的に進めようと、メンバーの皆さんは考えています。

地域がつながり続けるために

「日頃から地域のつながり、助け合いを続けてきたから、災害時に助け合うことができたのです。今後も、高齢者世帯の把握などを進め、地域の見守りを続けていきたい」と山崎会長は語ります。地域の人たちが見守っている。この実感が一人ひとりの住民の安心感につながっていきます。温かな取り組みが続いていくことが期待されています。

※3 6月から県の仮設住宅生活支援アドバイザー事業を受託。



「雨にぬれて困る」との悩みを聞き、自転車置き場の屋根と囲いも8人が4日間かけて造った



住民待望のふとん干し場は、ニーズに応え、現在は4カ所に



カラスよけの付いたゴミ置き場

県社協 NEWS

東日本大震災における 千葉県内社会福祉協議会の支援活動と今後の課題

平成23年3月11日に発災した東日本大震災における千葉県社会福祉協議会（以下、社協）および県内市町村社協の活動状況を報告します。



1 県内の災害ボランティアセンター（以下、VC）の活動状況

【設置状況】
千葉県の他、5市（市川市、浦安市、我孫子市、旭市、佐倉市）で設置
【千葉県災害VCの相談対応件数】 3,055件
【活動したボランティア人数】 延べ16,455人
【ボランティアの活動内容】
泥かき、家財道具の運び出し、がれきの片付け、避難所運営手伝い（掃除、整理、給水等）など
【その他】
災害VCは設置せず、通常のVCの活動として災害ボランティアを派遣した社協あり

2 県内の災害VCに対する運営支援

●千葉県社協
①浦安市、旭市の各災害VCの立ち上げおよび運営支援、緊急小口資金特例貸付の相談支援等に職員延べ64人を派遣
②旭市災害VCに対する資機材の提供
③HP、FAXを通して災害関連情報を発信
④災害ボランティア関係の相談への対応
●市町村社協
浦安市、旭市の各災害VCに対する資機材の提供および運営支援、緊急小口資金特例貸付の相談支援等に職員延べ103人を派遣

3 県外の災害VCに対する運営支援

<福島県相馬市・いわき市>
●期間 ●平成23年4月1日（金）～8月31日（水）
●派遣人数 ●延べ76人（県社協35人、市町村社協41人）

4 県外被災地社協の緊急小口資金特例貸付業務の運営支援

<福島県いわき市>
●期間 ●平成23年4月3日（日）～4月29日（金）
●派遣人数 ●延べ10人（県社協4人、市町村社協6人）

5 専門職による県内避難所等におけるボランティア支援事業

仮設住宅入居者や県外からの避難者に対して、就労、生活費、介護サービスの提供等について、当該分野における専門知識と経験を持った専門ボランティアを派遣

6 大学生向けボランティアバスの運行

●派遣先 ●福島県相馬市
●回数 ●3回（6月実施、1回2泊3日）
●参加人数 ●延べ28人
●参加大学 ●順天堂大学、川村学園女子大学、淑徳大学、城西国際大学、聖徳大学

7 一般県民向けボランティアバスの運行

●派遣先 ●岩手県大槌町
●回数 ●3回（7月実施、1回3泊4日）
●参加人数 ●延べ109人

8 被災地社協の運営支援

●派遣先 ●岩手県陸前高田市
●期間 ●平成23年9月1日（木）～11月30日（水）
●派遣人数 ●延べ12人（佐倉市、市川市、匝瑳市、習志野市、市原市の各社協）

【今後の課題】

●県内の仮設住宅入居者に対する生活復興支援
●県内避難者に対する継続的な生活支援
●東北被災県内社協に対する長期的な職員派遣と支援金の援助



平成23年度「福祉のしごと就職ガイダンス」第6回 障害者福祉編②

●日時 ●平成23年11月26日（土） 13:30～15:30
●場所 ●塚本大千葉ビル8階会議室（千葉市中央区富士見2-3-1）
●参加費 ●無料
●参加方法 ●会場にて、先着順で当日受付
●対象 ●社会福祉施設等への就職希望者
●内容 ●「FROM 先輩」、「私の国家試験突破法」、相談コーナー。
●担当・問合せ先 ●千葉県福祉人材センター
☎043-248-1294 ☒043-242-0774

平成23年度「福祉施設面談会」～福祉のしごとエリア面談会～第2回

●日時 ●平成23年12月17日（土） 13:00～16:00（受付12:30～）
●場所 ●鎌ヶ谷市総合福祉保健センター 6階大会議室（鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1）
●参加費 ●無料
●内容 ●各社会福祉施設等の求人内容、職場の説明。求職登録の受付、福祉資格等についての相談など。
●担当・問合せ先 ●千葉県福祉人材センター
☎043-248-1294 ☒043-242-0774

さあ!地域デビュー 団塊世代の家事メン講座

●日時 ●第1回 平成23年11月21日（月） 10:00～16:00
●第2回 平成23年12月19日（月） 10:00～15:00
●第3回 平成24年1月23日（月） 9:00～15:00
●第4回 平成24年2月20日（月） 10:00～15:00
●場所 ●市民ふれあいセンター
●参加費 ●無料
●対象 ●匝瑳市民
●内容 ●【第1回】遺産相続講座&年末大そうじ講座
●【第2回】男のための朝食づくり&家事マスター講座
●【第3回】救える命がある!普通救命講座&介護を学ぶ
●【第4回】豊かなシニアライフのための応援プラン
●担当・問合せ先 ●匝瑳市社会福祉協議会
☎0479-73-0759（担当:高橋）

千葉県共同募金会からのお知らせ

平成22年度における受配者ごとの配分額が3,000万円を超える寄付金について、次のとおり公表いたします。

寄付者	受配者	配分額
医療法人社団小羊会 習志野総合サービス株式会社 長沼 信治	社会福祉法人小羊会 理事長 長沼 信治	164,662,000円

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険

全国170万人
加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>



特長は

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償!
- 熱中症（日射病・熱射病）による障害も補償!
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償!
- 地震など天災によるケガも補償（天災タイプご加入の場合）

ボランティア行食用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

年間保険料 Aプラン...280円 Bプラン...420円 天災タイプもあります

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、取扱代理店にお問合せください。

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

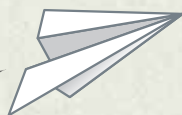
この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一緒に契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区豊が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社

シリーズ ②

届け! 私たちの思い



住民主体・地域主体の まちづくりを目指して

鴨川市市民福祉部 健康推進課 課長補佐 牛村隆一さん

誰もがつながりの中で暮らすために

少 子高齢化や地域のつながりが希薄化する中、鴨川市においても、虐待や孤独死防止は喫緊の課題となっています。健康推進課職員の牛村さんは、「誰にも見送られることなく一人の人が亡くなっていくこと、虐待を受けている人がいることを放っておいてよいはずがない」と危機感を感じています。そして、「今一度、誰もがつながりの中で暮らす地域をみんなで考え築いていく必要がある」と考え、住民と福祉関係者が一体となって地域をつなぐ取り組みを開始したのです。

住民主体のまちづくりを推進

目 的に合致する安心生活創造事業に応募し、^{※1} 2009年から市内の江見中学校区をモデル地区に事業を開始しました。事業の推進体制は、江見中学校区内の3地区社協や住民組織が中心となり、市社協、市（健康推進課、福祉課、地域包括支援センター）が側面支援を行うもの。住民自身が全戸へのニーズの聞き取り調査を行い、明らかになったニーズを地域で共有し、どのように対応していくのかワークショップなど通じて地域で話し合いを進めてきたのです。2010年末には生活支援などを行う「^{※2}なの花サポーター」の養成を進め、住民40名が修了。こうした取り組みを重ね、現在、江見中学校区では、地域の住民や団体が日頃から住民目線のさりげない見守りを行うとともに、買い物困難など個別の困り事をキャッチしたときには、住民同士の助け合いにつなげています。取り組みを全市に広げていくことが今後の目標です。



社会福祉士の資格も持つ牛村さんは県社協が進める千葉県コミュニティソーシャルワーカー育成研修（専門研修）を受講。スキルアップのために、後輩たちにも専門研修などの機会を生かすよう勧める

コーディネーターの役割とは？

牛 村さんは、自身の役割を「市社協と一体的に動き、住民が動きやすい、つながりやすいサポートをすること。形にしづらいことがあれば、住民の思いに沿って形にしていくこと」と言います。当初、地域には「助け合いはできている」との意見もありましたが、住民自らがニーズ調査を行うことで、同じ地域で暮らす住民がどのような課題を抱えているのか分かり、課題への対応を自分たちのこととして考え始めたのです。「ニーズがあることは分かったが、どうすればよいのか分からない」。住民だけで形にすることが難しいときには、市社協のコミュニティソーシャルワーカーと共に地域に出向き、住民と地域の強みを話し合い、みんなの思いを形にすることに努めています。「住民の皆さんから『自分たちの地域は自分たちでなんとかしていこう』という声が出て、実際に助け合いに結び付いていることに喜びを感じています」と牛村さんは言います。今後も、地域の人たちが活躍できるよう、牛村さんは自分の使命を果たしていこうとしています。

※1 「悲惨な孤立死、虐待を1件も発生させない地域づくり」を目指し、厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が実施する事業（3年間のモデル事業）。

※2 市社協と地域包括支援センターが実施。